

平成29年度第13回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成30年3月20日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第13回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年3月20日(火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成30年3月20日(火) 午後2時55分

4. 出席農業委員(19名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

5. 欠席農業委員

なし

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧十和田町	白 山 雄治郎 君	旧十和田町	中屋敷 鉄 男 君
三本木	関 川 明 君	三本木	山 端 敏 行 君
四 和	根 岸 始 君	深 持	下久保 トキ子 君
切 田	若 沢 弘 幸 君	切 田	中川原 彰 造 君
大深内	立 崎 和 寿 君	東 部	山 端 至 誠 君
藤 坂	松 田 賢 志 君	六日町	竹ヶ原 竹 夫 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

大深内 工 藤 武 彦 君      伝法寺 小笠原 秋 彦 君

8. 会議に付した案件

報告第61号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第62号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第63号	公売買受適格者に係る農地法3条許可書の交付について
報告第64号	農地の転用事実に関する照会について
報告第65号	農用地利用配分計画の認可について
議案第88号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第89号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第90号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第91号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第92号	遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について
議案第93号	平成30年度十和田市農業委員会事業計画について

9. 議事録署名委員

15番 杉 山 秀 明 君      18番 山 崎 誠 一 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	力 石 浩 暢
事務局 主任主査	野 月 明 久	事務局 主任主査	山 崎 和 也
事務局 主 事	江 渡 俊 裕		

11. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年3月6日告示招集いたしました平成29年度第13回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 杉山 秀明 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第61号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いします。報告第61号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。今回は26件で、全て合意解約によるものです。26件のうち、十和田おいらせ農業協同組合との解約が半数近くの12件あります。十和田おいらせ農業協同組合との解約後は中間管理事業等による貸借を予定しています。それでは詳細について説明いたします。2ページから6ページになります。2ページ209番、210番、213番は貸借を予定しています。211番は自ら耕作、212番は一部は自ら耕作、その他は貸借を予定しています。3ページをお願いします。214番から217番までは貸借を予定しています。218番と219番は自ら耕作するものです。4ページになります。220番、222番、223番は貸借を予定しています。221番は自ら耕作するもので

す。224番は26ページ122番で貸借の申請があります。5ページから6ページになります。225番、一部は22ページの154番で売買の申請があります。同じく225番の一部は31ページの36番で基盤法での売買の申請があります。226番から6ページの234番までは貸借を予定しております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

委員（米田一典君）17番、米田です。事務的なことをお尋ねします。いま局長から全て合意解約ですよと。JAからの解約が12件ですよという話がありました。で、わたくし何が聞きたいかという、事務を簡素化するためにですね、この12件、農協から出てくる。これがなければ半分で事務は済むわけですから。で、先ほど合意解約と言いました。合意解約ですから農業委員会の許可を受けなくてもいいんじゃないかなとわたくし考えるわけです。普通は農業委員会の許可が必要ということになりますのですが、許可を得ない方法がですね、たぶん法律のどこかにあるはずなんですよ。で、わたくしずっと前に聞いたのを思い出してますと、確かお二方が良くて合意解約の場合は、6か月以上の期間があつて、紙に書いて提出すればそれでいいですよということをいま思い出したんですが、例えばそういうことが可能であるとすれば、事務局の事務量がかなり減るなど、そんな風に思っています質問しているわけです。で、わたしの言っていることが可能なのかどうかですね、事務方で分かっていたら答弁願いたいと思います。

事務局長（佐々木勇悦君）いま、米田委員から質問ありましたけれども、すみませんちょっと勉強不足で、その6か月間お互い何もなければということで事務の簡素化が図られるということですが、ちょっと勉強不足で申し訳ありません。その辺確認してみたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員（米田一典君）調べて分かった時点をお願いします。

事務局長（佐々木勇悦君）はい。わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第61号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第62号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）7ページをお願いします。報告第62号、農地法第3条の3

第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。8ページから12ページになります。今回は17件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。8ページお願いします。104番は一部を農地として管理し、その他は貸借中です。105番から107番までは自ら耕作するものです。9ページお願いします。108番は一部が宅地及び貸借中でその他は農地として管理するものです。109番は一部が宅地でその他は自ら耕作するものです。110番は自ら耕作するものです。10ページお願いします。111番は貸借中です。112番は一部が宅地及び貸借中でその他は自ら耕作するものです。11ページです。113番は一部は貸借中、その他は自ら耕作するものです。114番は自ら耕作するものです。115番は一部が宅地でその他は自ら耕作するものです。116番は農地として管理するものです。117番は一部現況が不明及び貸借中で、その他は自ら耕作するものです。12ページお願いします。118番から120番までは自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

委 員（小笠原和男君）3番、小笠原です。116番の弘前市の方が自ら耕作するという…

事務局長（佐々木勇悦君）農地として管理するです。

委 員（小笠原和男君）あ、農地として管理するですか。この人が耕作するわけではないということですか。

事務局長（佐々木勇悦君）届出書によりますと、農地として管理するという事で、誰が管理するかということは書いておりませんが、多分誰かにお願いして管理すると思われまいます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）いいですか。

委 員（小笠原和男君）はい。

議 長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第62号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第63号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）13ページをお願いします。報告第63号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。14ページをお願いします。今回は農地法第3条の許可書3件の交付がありました。十和田市における公売に係るものです。148番から150番は、平成30年2月15日開催の第12回総会、議案第81号で承認を得ております。許可書の交付は148番は2月27日、149番と150番は3月2日に行っております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第63号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第64号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）15ページをお願いします。報告第64号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。16ページをお願いします。今回の照会件数は2件2筆です。現地調査は34番は3月6日に、35番は3月16日に実施しました。法務局への回答は34番は3月8日に、また35番は3月16日に行っております。34番の場所は、オオタ牧場の北側です。申請地は農業用水路となっていることから非農地と回答しました。35番は笹畑集落から南に約700メートル進んだ地点です。申請地は杉林となっていることから非農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第64号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第65号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 17ページをお願いします。報告第65号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。18ページから19ページになります。今回の報告案件は平成29年度第11回総会、議案第75号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成30年2月28日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。18ページ、19ページが賃借権です。賃借権5件で15筆、面積の合計が39,849平方メートルです。20ページが使用貸借で、1件4筆、面積が6,982平方メートルです。以上であります。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第65号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は豊川班長、竹浦委員、山崎委員の3名です。3月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第88号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 21ページをお願いします。議案第88号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。12番 豊川 洋人 委員、お願いいたします。

報告委員（豊川洋人君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今月の3条申請は33件で、うち所有権移転が15件、賃借権設定が14件、使用貸借による権利の設定が4件です。まず所有権移転ですが、22ページの申請番号151番から160番までは相手方要望による売買です。161番から24ページの165番までは贈与で、このうち161番は祖父からの贈与、162番は子から母へ、163番は妹から姉へ贈与で、24ページの164番と165番はそれぞれ



知人へ贈与するものです。次に賃貸借についてですが、25ページの申請番号116番から26ページの123番までは労力不足による貸借で、124番から129番までは相手方要望により貸借するものであります。申請番号130番から29ページの133番までは使用貸借で、130番から132番は親から子へ経営移譲するもので、133番は労力不足により使用貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）豊川委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の151番から165番及び賃借権、使用貸借の116番から133番は、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第88号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第89号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）30ページお願いします。議案第89号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。6番 竹浦寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君） それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。3月6日午後に、豊川班長、山崎委員、私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の4件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象4件は全て労力不足により売買するものです。これらの申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて、適当と認めましたので、その旨を3月6日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 竹浦委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 31ページ、所有権移転が4件です。今回申請のあった所有権移転4件、賃借権1件は、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第89号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第90号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 33ページお願いいたします。議案第90号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。34ページから39ページになります。賃借権が34ページから38ページまで、17件36筆、面積の合計が102,541平方メートル、使用貸借が39ページの3件9筆、面積の合計が28,532平方メートルです。このうち協力金の

対象地は、39ページの113番は経営転換協力金の対象です。同じく39ページの111番と112番は耕作者集積協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は3年間は168番、5年間は162番、165番、166番、15年間は111番と112番、その他は10年間となっています。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（箕輪展忠君）5番、箕輪です。ちょっと質問。172番の面積が9,163のうち7,000だけ貸す、残りは何に使われているんですか。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

（事務局で申請資料確認）

再開 午後2時29分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

事務局長（佐々木勇悦君）9,163平方メートルのうち、田んぼが7,000で残りが畑で2,163ということで、今回は田んぼの7,000だけということでの申請です。

議長（力石堅太郎君）5番、よろしいですか。

委員（箕輪展忠君）遊休農地化しているとかじゃなくて、ちゃんと耕作されているということね、畑の部分。

農地係長（越田守君）はい。耕作がなされております。

委員（箕輪展忠君）はい。わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第90号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第91号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）40ページお願いします。議案第91号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。議案第91号です。お手元に配付してある内容のとおりですが申請番号63番から69番までの7件でございました。63番の転用の理由はですね、貸駐車場を整備するというので、譲受人は農地を買い受けて4台分の駐車場を整備するという案件であります。64番は貸資材置場の整備で、譲受人が農地を買い受けて隣接する非農地にですね、転用して資材置場を整備し、自分が会社をやっておりますが、その会社に貸し付けるということです。65番は宅地分譲であります。農地を買い受けて、3区画の宅地を分譲するということになっております。申請番号66番と67番の転用理由は共にカーポートを設置するというので、既存の敷地が狭いということで農地を買い受けてカーポートを設置するというのであります。42ページの68番、自己住宅の建築です。譲受人が現在借家住まいということで、農地を買い受けて住宅をつくるということで、借家住まいの解消を図りたいという理由であります。次に農地の区分であります。申請番号63番から65番までは都市計画法の用途地域内で、第3種農地に該当します。同じく申請番号66番と67番は農用地区域内にある農地以外の農地ということで、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地のその他の農地に該当するとうふうに判示しております。申請番号68番と69番は第1種農地だということですが、集落に隣接しているものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の許可要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）山崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）41ページの63番の場所は、南公民館の東側です。64番の場所は、杉の子保育園から南に100メートル進んだ地点です。65番の場所は、ハッピードラッグ十和田西金崎店の西側を北に440メートル進んだ地点です。66番と67番は隣接地で、場所は東北電力法量発電所付近です。42ページ68番の場所は、元町郵便局から北に300メートル進んだ地点です。69番の場所は、藤坂試験場の東側です。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（小田正喜君）2番、小田です。68番の兼用住宅というのはどういう住宅なんですか。

農地係長（越田守君）はい。兼用住宅はどういう住宅かというご質問ですけれども、この場合は申請者さんが美容師をやっているということで、自宅に美容室部分を兼ねて住宅を建てたいと、つまり店舗兼住宅の申請となっております。これをさしまして兼用住宅といっています。以上です。

議長（力石堅太郎君）よろしいですか。

委員（小田正喜君）はい。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第91号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第92号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）43ページお願いします。議案第92号、遊休農地に係る農地

法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。農地法の運用について、の制定について、平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件でございます。44ページお願いします。遊休農地解消に向けて、先月から非農地判定を実施していますが、非農地化を進めることに支障がないと回答を得ました28ヘクタールのうち、2月の総会で約10ヘクタールを非農地判定しました。今月はさらに7人の所有者から15筆、面積の合計が約2.11ヘクタールの非農地判定の申請がありました。なお、地目変更登記は土地の所有者が行うことになっておりますが、非農地判定後の事務の流れを若干説明いたします。農業委員会の総会で非農地判定されますと、農業委員会では関係機関に非農地判定リストを提供いたします。関係機関とは、法務局、県構造政策課、市役所の税務課と農林畜産課。この関係課に非農地判定リストを提供いたします。また、申請者には農業委員会に来ていただき、非農地判定書を交付いたします。それと同時に法務局に提出する地目変更登記の申請書に記載してもらい、そのまま法務局で地目変更登記をしてもらうように指導しております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（杉山秀明君）15番、杉山です。先程2月にもこの議案が出されました。指導するということですが、いまその関係機関に判定された遊休農地のリストですか、それをいろんなところに提供するんですが、この判定するとき、家屋調査士の査定が必要じゃないですか。田んぼに木がぼうぼう生えていて、これは遊休農地だ、でいまこのリストを作ってきて議案かけるんだけれども、我々はただ見ただけでやるんですが、いざこの登記を地目変更するということになりますと誰かがつまり、これは田んぼじゃない。もう山林だという判定を普通であれば家屋調査士が確認をしてその次に関係機関に行くと思うんですが、そこはどうですか。

農地係長（越田守君）ご質問にお答えいたします。地目等の場合、土地家屋調査士の判定が必要ではないかというご質問ですけれども、今回農業委員の皆様、3人以上による農地パトロールが中心でしたけれども、判定していただいたものを2月の総会より、今月の総会にかけまして非農地となりましたものをまずは法務局のほうにも通知を出してございます。法務局のほうでは農業委員会で判定した結果ということで、それは重く受け止めていることを承知しております。また地目変更につきましては、法務局には農業委員会のほうから事務的に通知するわけですけれども、最後は土地の所有者さんが自ら申請することになります。その申請の場合、自ら申請できますけれども、場合によっては土地家屋調査士を頼む場合もありますが、最後は申請書は法務局で受理しますので、法務局の登記官の判断で地目が確かに変更後の地目となっているのか、主には原野や山林が主な変更後の地目となりますけれども、最後は登記官の判断となりますので、必ずしも土地家屋調

査士等の判断・判定が必要とはならないと理解しております。以上です。

議長（力石堅太郎君）15番、よろしいですか。

委員（杉山秀明君）土地家屋調査士の判定は、まあ時によっては必要かもしれないが現時点ではいらぬということですね。とすればですね、本人が法務局に申請します。その際にこれをみますと一人で何筆にもなるわけですよ、ですと私のこのいろんな記憶の中では、お金がかかりますよね。登記料ね。はっきりとわかりませんが、私の聞いているところではだいたい1筆35,000円くらいかかるんですよということを聞いてます。すると1筆だといいますが、いっぱい筆数があるとまあ、掛ける35,000円じゃないんですが、例えば、一丁目と二丁目にある場合は35,000円プラス1,000円なり2,000円ですが、一丁目と二丁目とあって3筆目がずっと洞内のほうにあって、四和のほうにあってこうなりますと、それが掛ける1,000円、2,000円じゃなく、いっぱいこう、たしかプラスされていくんです。するといくら指導しても何万円もお金かかるもんですから、いやそんなに何万円もかかるのなら、まだまだお金ないからズルズルこのまま置きたいという方がもし出たとすればですね、せっかくのこれが効力を発揮しないことになるんですが、そういうこともたぶん考えられると思いますので、その時は何らかの対応策を考えた上で指導していかねばならないというふうに思いますので、その辺はよく相談してほしいというふうに思います。

農地係長（越田守君）私の説明が足りなかったのがありますので、あらためてお話をさせていただきます。というのは、杉山委員のほうから地目変更等の申請をすると1件当たり数万円とかの金額がかかるのではないかと。地目変更等の申請も躊躇する場合もあるのではないかとのお話がありましたが、おそらくといいますか、土地家屋調査士さんなりを頼んで申請する場合がその場合なのかなと思っております。つまりそれは法務局に納める登録免許税ですとか手数料のようなものではなくて、土地家屋調査士、または司法書士さん等代書さんへの報酬部分の費用が主な部分かなと思っております。で、今回地目変更登記についてこの判定を受けた皆様に事務局のほうでも登記を進めてくださいということでお話ししておりますが、法務局のほうに申請者自ら、土地家屋調査士等を頼まないで自ら申請する場合は、原則として登記に関する費用はかからないこととなりますので、まず自分でも申請自体は申請書と書類を若干付けることによってできますので、その申請の仕方につきましては、事務局のほうでも判定を受けました所有者の方には登記申請の仕方を含めて指導しておりますので、可能でしたら自分で申請してくださいということでお話しはしているところです。以上です。

委員（杉山秀明君）ありがとうございました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第92号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第93号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）45ページお願いします。議案第93号、平成30年度十和田市農業委員会事業計画について。このことについて、別紙のとおり平成30年度十和田市農業委員会事業計画を定めたので、承認を求める件でございます。46ページから49ページになります。主な部分を読み上げたいと思います。平成30年度十和田市農業委員会事業計画案、最初に基本方針です。下から3行目をお願いします。こうしたことから当農業委員会は、農業者の公的代表機関として、農業情勢を的確に把握しながら、農業・農村が抱える課題の解消や農業推進に向けて積極的に取り組み、新たな制度に対応するため、次のとおり事業計画を定めます。事業計画の1. 農業委員会の活動強化・体制整備と適正な事務の執行というところで、（1）業務日誌、活動記録カードの提出。（2）年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と活動計画の作成。2. 農地台帳の適正管理と情報の整備。（1）市内全農地並びに市内全農家所有農地の把握・管理。（2）農地の出し手・受け手の情報集積・提供。（3）農地利用意向調査の実施。（4）農地情報公開システム、農地ナビによる台帳及び地図情報の公開。3. 農地等の利用の最適化の推進。47ページ。（1）農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づく活動。（2）農業委員と農地利用最適化推進委員との連絡会議等の開催。4. 遊休農地の解消と農地の確保・有効利用。（1）市内全農地の利用状況調査による遊休農地の把握。（2）農地パトロールによる違反転用の状況調査。（3）遊休農地及び違反転用の発生防止・解消に向けた取り組みと有効利用の促進。5. 担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援。（1）農地の有効利用と流動化の推進。（2）「人・農地プラン」に位置付けられている中心経営体への農地の集積。（3）農地中間管理事業に係る農地の出し手の情報提供。（4）新規参入の支援活動。（5）農業後継者結婚対策。（6）農業者年金への加入推進。（7）家族経営協定の普及・締結促進。6. 地域における意見集約や集落内の話し合



い活動の展開。(1) 関係行政機関に対する農地利用の最適化施策の改善に関する意見の提出。(2) 移動農業委員会の開催。(3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域内の課題や農業者の意向把握。7. 情報提供・広報活動の強化。(1) 市の広報誌やホームページを活用しての農業委員会活動の情報提供。(2) 農業委員会だよりの発行、年2回程度。(3) 全国農業新聞の普及拡大。48ページ。8. 農政・研修活動の実施。(1) 関係行政機関及び団体との連携強化。(2) 水稻作柄状況調査の実施。(3) 農作業労働賃金等に関する調査。(4) 農政全般にわたる研修会の開催及び参加。①委員勉強会の実施。②農業委員国内農業視察研修の実施。③各種研修会・大会等への参加。以上であります。

議長(力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

委員(小田正喜君) 2番、小田です。46ページのところです。事業計画のところの2番の(4) 農地情報公開システム、農地ナビなんですが、これは十和田市なら十和田市の農地全てがこの農地ナビに出るということですか。

農地係長(越田守君) はい。お答えいたします。十和田市も含めまして、基本的に全国全ての農地がこの農地ナビというシステムの中で閲覧が可能ということになっております。

委員(小田正喜君) 自分もたまに農地ナビで番地とか調べているんですが、中々出てこない土地もあるんだよね。その辺、公開していない土地もあるのかなど。基本的にはもう全部公開ということですか。

農地係長(越田守君) はい。基本的には全部公開ということになります。実は私自身も農地ナビを進めているシステムなんですけれども、ちょっと使い勝手が悪いところがありまして、見れないといいますか、作付地のところにたどり着けないということがあります。ただし、国のほうでも農地ナビシステムの更新のほう、バージョンアップといいますけれども進めておりますので、今後はさらに使い勝手が良くなるということで期待して、いまちょっと移行における過渡期にあたる段階と理解しておりますので、もうちょっと使い勝手の良い、見やすいシステムとなるにはもう少しお待ちいただくようお願いいたします。

委員(小田正喜君) はい。

議長(力石堅太郎君) その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第93号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）議案の最後に、米田委員の質問に回答します。

農地係長（越田守君）はい。先ほど米田委員から議案書1ページの報告第61号、農地法第18条第6項の規定による合意解約等の関係でご質問がありましたが、回答を保留した件についてお答えしたいと思います。合意解約につきましては、基本的には県のほうの県知事の許可がいります。新たに貸借を申請する場合も県知事の許可がいりますし、解約につきましても原則として県知事の許可がいります。ただし、ある一定の要件を満たしたものについては、県知事の許可によらずに、農業委員会の届出によって合意の解約が認められるということが規定されております。そしてその例外規定でやっておりますが、本会でありますと、報告第61号に載せております、合意解約による処理をしているものになります。法律の中では、要件としまして、所有者と借人が話し合い等により合意解約を行う場合、土地を引き渡すこととなる6か月前に成立した合意について、書面によりそれを農業委員会に届け出ることにより県知事等への許可を受けなくても良いと規定されております。米田委員が先程おっしゃったことを指していることと思っております。ということで、今回に限らず、毎回合意解約として議案として報告しておりますものは許可が必要ではない、つまり借人と貸人の合意に基づいて解約したという届出を出してもらうことによって、解約が成立しているものを報告していることになります。よろしいでしょうか。

議長（力石堅太郎君）それで理解できましたか。

委員（米田一典君）やたら長くて。要するに、農地保有合理化事業をやっているわけですから、そこから出てきた分については、その文書を出すと、農業委員会経由で許可を得なくて良いということでしょう。

農地係長（越田守君）はい。そうです。

委員（米田一典君）そうすればほら、事務が半分になる。

農地係長（越田守君）はい。ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。ご質問の趣旨も農協受委託の件数が特に1月、2月と膨大に出てきましたので、そ

の事務負担を考えると簡単にできないかという米田委員からのありがたいお言葉ですけれども、農協受委託はほとんど解消が済んだということでしたので、今後は農協受委託以外も個人同士の解約につきましても合意解約によるものにつきましては許可を必要としないので届出等の対応を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。

委員（米田一典君）はい。

議長（力石堅太郎君）いいですか。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第13回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時55分 —————